

小児支援体制整備事業について

(実施要領第22項)

平成20年度第1回ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会において、未だ健康影響が継続している小児があり、その小児に対して、何らかのアプローチを実施する必要があるとの指摘があった。

上記の意見をふまえ、医療手帳交付者のうち、15歳以下の者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援を調整する事業(小児支援体制整備事業)を新たに立ち上げることとした。

目的

小児に対して個別に対応してきた支援関係者が一同に会し、横断的に情報を共有した上で小児に求められている支援について総合的な視点から意見交換を行い、多角的な観点から一人一人の成長過程に応じた支援を調整

対象者

医療手帳の交付を受けた15歳以下の小児のうち、親権者から申請があった小児(ただし、小児の支援に関わる関係者が、本事業が必要であると考えた場合、親権者に対し、事業への申請を提案することがある)

実施主体

専門家から構成される小児支援調整検討会議、小児の支援関係者から構成される小児支援調整実務者会議、及び事務局

実施内容

小児支援体制整備事業対象者の支援調整基本台帳の作成

小児支援調整検討会議を開催、支援の大まかな方針、小児支援調整実務者会議のメンバーの選定、実施された支援の評価

小児支援調整実務者会議を開催、具体的な支援を調整するとともに、各支援の実施状況の確認